

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第19号）（交通局企画総務部総務課）

本市高速鉄道東西線六地藏・醍醐間の営業の開始に伴い、現行の5区（旅客が乗車する駅間のキロ程が15キロメートルを超え19キロメートル以下の区間をいいます。）を超える距離の区間が生じるため、当該区間の旅客運賃も5区として定めることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第19号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅客が乗車する駅間のキロ程が19キロメートルを超える区間は、5区とする。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)